

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援（市民の方向け）

市の事業 県の事業 国の事業 その他の事業

減免・徴収猶予等

生活支援

内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
市税の徴収猶予	市税の徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	市県民税（普通徴収・特別徴収）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などの税目が対象	収税課	(0859) 23-5105
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の著しい減少が見込まれる方	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	保険課	(0859) 23-5121
介護保険料の減免・徴収猶予	介護保険料の減免・徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	介護保険料の減免・徴収猶予	長寿社会課	(0859) 23-5131
社会保険料等の猶予に関する相談受付	厚生年金保険料等の猶予	厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当する方	猶予制度に関する一般的な質問を受付	米子年金事務所	(0859) 34-6111
国民年金保険料等の猶予に関する相談受付	国民年金保険料等の免除・納付猶予申請 国民年金保険料学生納付特例申請	収入減となる業務の喪失や売上げの減少などが一定の要件に該当する方	国民年金保険料免除・納付猶予申請に関する相談及び申請の受付	米子年金事務所 生活年金課 地域生活課 <small>（淀江支所）</small>	[米子年金事務所] (0859) 34-6111 [生活年金課] (0859) 23-5142
感染症に係る融資制度等に必要の証明書の交付手数料の減免	手数料の減免	新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等により証明書を必要とする方	証明書の交付手数料の減免 【減免対象】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍一部事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、固定資産評価・課税証明書、納税証明書	市民課 市民税課 収税課 地域生活課 <small>（淀江支所）</small>	[市民課] (0859) 23-5144 [市民税課] (0859) 23-5114 [収税課] (0859) 23-5102
県営住宅の提供	県営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方	一時的な住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供	【鳥取県】 西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課	(0859) 31-9751
市営住宅の提供	市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等により、社員寮等の退去を余儀なくされ、住居を喪失した離職者（喪失見込みの者も含む）	一時的な住まいとして使用していただけるよう市営住宅を提供	住宅政策課	(0859) 23-5263
子育て世帯への特別支援給付金	子育て世帯生活支援特別給付金事業	①児童扶養手当受給世帯 ②「①以外」の住民税非課税の子育て世帯	感染症の影響で経済的な困難を抱えている住民税非課税の子育て世帯及び児童扶養手当受給世帯等に子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【支給額】児童1人当たり5万円	子育て支援課	(0859) 23-5135
感染症対策を強化するために必要な保健衛生用品等を配備	学校教育活動継続支援事業	小中学校34校	小中学校における感染症予防対策を強化するために必要な保健衛生用品等を配備 ※マスク、消毒液、ハンドソープ等	教育総務課	(0859) 23-5421
中学校生徒大会派遣事業において、対象となる中国大会等（県外で開催される大会）に参加した生徒のPCR検査料を補助	PCR検査料の補助	中学校生徒大会派遣事業において、補助対象となる中国大会等（県外で開催される大会）に参加した生徒で、大会終了後2週間以内にPCR検査を希望する者	・在籍している米子市内の公立中学校を通して学校教育課に申込 ・市が用意したPCR検査キットを使用して市が指定する場所に提出 ・対象となる大会ごとに一人1回 【受益者負担額】2,000円	学校教育課	(0859) 23-5434
県立高等学校の授業料支弁が困難な場合に減免	授業料の減免（県立高等学校）	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免	【鳥取県】 高等学校課	(0857) 26-7929

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
移動 (タクシー)	妊産婦への移動支援	コロナ禍子育て応援 タクシー事業	①令和3年4月1日以降に出産された方 ②母子手帳を交付された方でまだ出産されていない方 ③令和3年7月15日から令和3年11月30日までに母子手帳を交付された方	新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活等が制限されている妊産婦の移動支援として、500円のタクシー助成券10枚を配布する。 【配布期間】令和3年11月30日まで 【使用期間】令和4年2月28日まで	交通政策課 (0859) 36-8013
	ワクチン接種に係る移動困難者への移動支援	ワクチン接種の予約代行及び タクシーの配車手配	身体的・精神的に困難な事情がある方で、交通手段等がない方（生活保護が適用されている方を除く）	ワクチン接種を希望するが、交通手段等がなく、ワクチン接種が困難である高齢者等を対象として、ワクチン接種の予約代行及びタクシーの配車を依頼し、自宅等から集団接種会場まで送迎を行う。 【実施期間】令和4年2月28日まで	交通政策課 (0859) 36-8013
生活支援	経済的自立を援助しその扶養する児童等の福祉向上を図るための資金貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子家庭等の方や寡婦の方	【生活資金（生活安定期間）】 （対象）ひとり親となって7年未満の者（貸付額） 生計中心者：月額上限 10万5千円 生計中心者以外の者：月額上限 7万円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合、上限 31万5千円 【生活資金（失業貸付期間）】 （対象）失業中の者（貸付額） 生計中心者：月額上限 10万5千円 生計中心者以外の者：月額上限 7万円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合、上限 31万5千円	子育て支援課 (0859) 23-5135
	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施	生活福祉資金貸付制度	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯	生活福祉資金制度における特例貸付を実施。 【一時的な減収の世帯向け】 緊急小口資金：（対象）新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（貸付額）20万円以内 ※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、一定要件に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。 （申請受付期限）令和3年11月末まで 【長期的な減収の世帯向け】 総合支援資金：（対象）新型コロナウイルス感染症の影響による長期的な収入の減少や失業等があり、日常生活の維持が困難となっている世帯（貸付額）2人以上世帯：月額 20万円以内 単身世帯：月額 15万円以内（貸付期間）原則3月以内	社会福祉協議会 よなご暮らしサポートセンター (0859) 35-3570
	指定ごみ袋の無料給付	指定ごみ袋の無料給付	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日以降に鳥取県社会福祉協議会等の生活資金の融資を受けた方のうち、指定ごみ袋の給付を希望する方	指定ごみ袋の無料給付 【支給するごみ袋】 可燃ごみ用指定ごみ袋（40ℓ）×40枚	クリーン推進課 (0859) 23-5259
	事業主から休業手当を受け取っていない中小企業の労働者への給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年10月1日から令和3年7月31日までの間に事業主の指示により休業した労働者のうち、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方	休業前賃金の8割（月額上限11,000円）を休業実績に応じて支給	【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
	国民健康保険の被保険者で、感染症に感染した被用者を対象に支給する手当金	国民健康保険傷病手当金	米子市国民健康保険の被保険者のうち、事業主から給与等の支払いを受けている被用者で、感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができなくなった方	【支給額】 直近の3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数 ※ただし、給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、傷病手当金を支給できない場合があります。また、1日当たりの支給額には上限があります。 【支給期間】 労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日 【支給適用期間】 令和2年1月1日から令和3年12月31日まで	保険課 (0859) 23-5126

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
生活支援	感染症に感染し、療養のため働くことができない場合も利用することができる手当金	傷病手当金	業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ健康保険等の被保険者 ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと ※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。 ② 4日以上仕事を休んでいること ※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期待期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。 ※待期待期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含む。	健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができる制度 【一日当たりの支給額】 傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額	ご加入の健康保険者におたずねください —
感染対策	マスクの寄付、並びにマスクを必要とされる方への配布バンク制度	とっとりささえあいマスクバンク	新型コロナウイルス感染症で重症化するおそれがある基礎疾患のある方、困窮家庭など	マスクを必要とされる方へ、県民から寄付されたマスクを届ける	【鳥取県】西部総合事務所 県民福祉局 (0859) 31-9637
相談窓口	感染に関する相談	新型コロナウイルス感染に関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	健康対策課 (0859) 23-5452
	ワクチンに関する相談	新型コロナウイルスのワクチン接種に関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	健康対策課（新型コロナワクチン接種推進室） 【コールセンター】0570-002-741 【ワクチン接種推進室】(0859) 21-4080
	感染症の影響による生活上の相談	新型コロナウイルスの影響による個人の生活上の困りごとに関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	福祉課 (0859) 23-5151
	生活の困りごとや不安についての相談	生活困窮者自立相談支援	市民の方	相談の受付及び対応（支援プラン作成及び自立支援）	福祉課（実施機関：米子市社会福祉協議会） よなご暮らしサポートセンター (0859) 35-3570
	感染症の影響による市営住宅の家賃を納付することが困難な方の相談受付	市営住宅の家賃の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなど、家賃を納付することが困難な方	相談の受付及び対応	住宅政策課 (0859) 23-5263
	水道に関すること及び米子市下水道使用料の支払いのご相談	水道料金等の支払の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金、修繕工事費及び米子市下水道使用料の支払いに困難な事情がある方	水道料金、修繕工事費及び米子市下水道使用料の支払いに関する相談受付	水道局営業課 下水道営業課 [水道局営業課] (0859) 32-9917 [下水道営業課] (0859) 34-1371
	差別や中傷、いじめ等の人権に関する相談	人権の相談	市民の方	相談の受付及び対応	人権政策課 (0859) 23-5415
	経済対策・雇用に関する電話相談窓口	市民向け相談窓口	市内で雇用されている方	経済対策・雇用に関する電話相談に対応	経済戦略課 (0859) 23-5216
	子育て、ひとり親家庭等に関する相談	こども総合相談窓口	市民の方	子育て、ひとり親家庭等に関する各種相談に対応	こども相談課 子育て支援課 [こども相談課] ふれあいの里 (0859) 23-5469 [子育て支援課] 市役所本庁舎 (0859) 23-5135

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関する相談	新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない方や、お困りの方	新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せ	【鳥取県】	(0857) 26-7799
	発熱などの症状が出た時の相談	新型コロナウイルス感染に関する相談窓口	発熱など新型コロナウイルスの症状が出た方	相談の受付及び対応	【鳥取県】 受診相談センター	0120-567-492 (毎日9時00分～17時15分) ※上記時間以外 (0859) 31-0029
	ワクチンの効果や副反応に関する相談	新型コロナウイルスワクチンの効果や副反応に関する相談窓口	市民の方	ワクチン接種後の副反応や効果、接種にあたっての注意事項など、ワクチンに関する専門的なことについての相談受付	【鳥取県】	【新型コロナワクチン相談センター】 0120-000-406 (フリーダイヤル) 受付時間：9時00分～17時15分 (土日・祝日も実施)
	新型コロナウイルス感染症に関するご家庭におけるお困りごとのご相談	家族まるごと相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、入院患者家族支援、学校休業など、家庭に関する困りごとがある方	各種支援施策や手続きの窓口、専門相談窓口等のご案内	【鳥取県】 福祉保健課	(0857) 26-7688
	差別や中傷、いじめ等の人権に関する相談	人権の相談	人権に関することでお悩みの方	相談の受付及び対応	【鳥取県】 西部総合事務所 県民福祉局	(0859) 31-9649
	「こころ」の不調や不安などを感じていらっしゃる方の相談	心のケア	新型コロナウイルス感染拡大で「こころ」の不調や不安などを感じている方	相談受付	【鳥取県】 西部総合事務所 福祉保健局	(0859) 31-9310
	子育てや教育に関する相談	教育相談電話	不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとがある方	電話相談員が相談に対応 心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとに対応するための定期的な専門医による教育相談会の紹介	【鳥取県】 教育相談窓口	(0857) 31-3956
	雇用の不安などの相談	労働に関する相談	雇用の不安などのある方（個人向け）	雇用の不安などに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応	【鳥取県】 みなくる米子	0120-662-396
	感染症の影響に伴う就活に関する相談	学生の就職に関する相談	就職に関する相談のある学生	学生向けの就職相談の受付	【鳥取県】 ふるさと鳥取県 定住機構米子支所	090-4805-7693
	差別や中傷、いじめ等の人権に関する相談	人権の相談	人権に関することでお悩みの方	相談の受付及び対応	【法務局】 みんなの人権110番	みんなの人権 110番 0570-003-110
その他	鳥取県及び島根県民が利用した対象の観光施設や体験型観光メニュー、宿泊施設の料金の一部を支援	#WeLove山陰キャンペーン	鳥取県及び島根県民	【助成対象】 ・県内宿泊施設への宿泊料、観光施設の入館料、体験型メニューや観光ガイド等の利用料 ・旅行会社が催行する鳥取県民対象の鳥取県内日帰り旅行商品 ・県内の宿泊または、日帰り旅行を行った鳥取県民に対して配布されたプレミアムクーポン券の利用料金 【補助上限】 ・宿泊施設、日帰り旅行：一人一回当たり5,000円（補助率1/2） ・宿泊施設以外：一人一回当たり3,000円（補助率1/2） ・プレミアムクーポン券：一人一回当たり2,000円（補助率（10/10）） 【利用期限】 令和3年12月31日まで	【鳥取県】 観光戦略課	(0857) 26-7099

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
その他	学び直し・スキルアップを目的として職業能力の開発等に係る講座を受講する場合の経費の補助	米子市社会人スキルアップ・再就職支援補助金	本市に住所を有する社会人の方 (15歳以上で学生又は生徒でない方。公務員除く。)	【補助上限】 5万円(補助率1/2) 【対象講座】 雇用保険法第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座、その他これに類するものとして市長が認める講座 【対象経費】 入学料、受講料、教材費、その他市長が必要と認める費用の合計額 ※予算の上限額に達し次第、受付を終了	経済戦略課	(0859) 23-5216

※各支援事業は、新型コロナウイルス感染症の状況や予算の都合等により、本表に記載の期間内であっても事業を終了する場合があります。事業の詳細や実施状況等については、各担当窓口にお問い合わせください。